

青い羽根募金支援自動販売機に関する確認書 (案)

特定非営利活動法人神奈川県水難救済会 (以下、「甲」という) と、〇〇 (以下、「乙」という) は、乙と神奈川県 (財産管理者) が令和8年 月 日に締結した神奈川県総合防災センターの自動販売機設置場所賃貸借契約に基づき設置する甲の活動を支援する自動販売機 (以下、「募金支援自動販売機」という) に関して、次のとおり合意したので、その証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

(寄附の目的)

第1条 甲を支援する目的として、乙は自動販売機の売上げ金額の一部を甲に寄附する。

(寄附金の金額と支払い期日)

第2条 寄附金は神奈川県総合防災センターに設置する自動販売機の売上げ金額の10%以上とする。

2 乙より甲への寄附は、毎月末日締めとし、翌月20日までに寄附を行うものとする (年12回)。

(有効期間)

第3条 この確認書の有効期間は、乙と神奈川県 (財産管理者) が別途締結する自動販売機設置場所賃貸借契約の期間に準ずる。

2 前項の有効期間中に、甲の事業が終了した場合は、その後は寄附しないものとして取り扱う。

(自動販売機のデザイン)

第4条 寄附付き自動販売機のデザイン等はおりのとおりとし、事前に甲の確認を得る。

パネルによる表示	自動販売機内のパネルで支援先及び青い羽根募金の用途について明示する。 <ul style="list-style-type: none">・「神奈川県水難救済会青い羽根募金支援自販機」・「この自動販売機の売上金の一部は、青い羽根募金として、海の人命救助や海難防止等神奈川県水難救済会のボランティア活動を支えています。」
自動販売機の塗色等	原則として次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none">・水色を基調とする。・下部5分の1程度を白色、水色との境は浪状とし、露出した側面には青い羽根のマーク及び「神奈川県水難救済会青い羽根募金支援自販機」の文字を適宜表示する。

2 甲の活動が設置期間中に終了した場合は、乙は寄附が終了した旨を表示する。

(協力)

第5条 乙は、甲が行うリーフレットの配布場所の提供等青い羽根募金の普及活動について協力するものとする。

(協議)

第6条 本確認書に明記されていない事項または本確認書の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙は誠意を持って協議し、解決するものとする。

令和8年 月 日

甲 (出先機関) 所長名

乙